

# 公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「人間と遊び」という視点に立った科学技術の振興に関する事業を行い、ゆとりと活力のある社会の構築に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「人間と遊び」という視点に立った科学技術に関する調査、研究及び開発の推進。
- (2) 「人間と遊び」という視点に立った科学技術に関する調査、研究及び開発に対する助成。
- (3) 「人間と遊び」という視点に立った科学技術に関する学会、研究会の活動及び国際交流に対する助成
- (4) 「人間と遊び」という視点に立った科学技術に関する普及啓発
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項各号に掲げる事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会の承認を経て、理事会で定めたものとする。
  - 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
  - 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
  - 5 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、理事会が別に定める寄附金の取り扱いに関する規程によって取り扱う。
  - 6 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は評議員会の承認を経て理事会が別に定める資金の管理及び運用に関する規程によるものとする。

#### (事業年度)

- 第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - 3 第1項に規定する書類については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。

#### (事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項及び前項第3号から第4号までの書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第10条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会及び評議員会において、決議について特別の利害関係を有する者を除いた理事の過半数による決議を経た後、決議について特別の利害関係を有する者を除いた評議員の過半数による決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行う場合も、前項と同様とする。

(株式議決権行使)

第11条 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使す

る場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を要する。

(会計原則)

第12条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任又は解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条に規定する手続きに従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体の次のイから二に該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執

行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 前条に規定する評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 前項の場合には、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあつては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 5 第 3 項の補欠の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 6 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。
- 7 評議員に異動があつたときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（任期）

- 第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了の時までとする。
  - 3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員

としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員に対して、各年度の総額が120万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を日当として支給する。

## 第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は評議員会を招集しなければならない。

4 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面をもって通知しなければならない。

ただし、評議員全員の同意があるときは、この手続きを省略して、評議員会を開催できるものとする。

(決議)

第21条 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議及び報告の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、その事項について決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 前項の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置くものとする。

3 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を

作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員等の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、2名を常務理事とすることができる。

- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員等の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者及び同一の団体その他密接な関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者及び同一の団体その他密接な関係がある者を含む。）並びにこの財団の使用人が含まれてはならない。

また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係及び同一の団体その他密接な関係があつてはならない。

- 6 この法人の 評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

- 7 理事又は監事に異動があつたときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次の職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令及び定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

(5) 前号の報告を行うために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。

この請求を行った日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(8) その他の法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

#### (理事の競業及び利益相反行為の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引。

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (役員損害賠償責任の一部免除)

第32条 この法人は、理事会の決議によって、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部理事又は外部監事との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長)

第33条 この法人に、任意の機関として、名誉会長1名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、次の職務を行う。
- (1) 理事長の相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 名誉会長は、学識経験者のうちから、理事会の推薦及び評議員会の決議によって選任する。解任の場合も同様とする。
- 4 名誉会長の報酬は、無償とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(権限)

第35条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 規則の制定及び改廃に関する事項その他この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
  - (4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
  - (6) 第32条第1項の規定に基づく役員等の損害賠償責任の免除

(招集)

第36条 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 第1項の規定に関わらず、理事長が必要と認めたとき又は次の各号の一に該当する場合には、理事長は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
  - (1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき
  - (2) 第27条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき
- 4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、臨時理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、その事項について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した各理事が記名押印する。

第8章 定款の変更、合併及び解散等  
(定款の変更)

- 第39条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を得て変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条に規定する目的、事業並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する
  - 3 前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出るものとする。

(合併等)

- 第40条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立された他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定取消等に伴う贈与)

- 第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併によりこの法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

- 第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告)

- 第44条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 補則

### (選考委員会)

- 第45条 第4条第1項第1号から第3号までに規定する助成の対象となる課題、研究者等の選考を行うため、任意の機関として、選考委員会を置く。
- 2 選考委員会は、委員長及び8人以上12人以内の選考委員をもって構成する。
  - 3 選考委員は、学識経験者の内から選任し、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
  - 4 選考委員会の運営に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

### (事務局)

- 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

### (細則)

- 第47条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て、別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	青木 利則	有澤 誠	稲増 龍夫
	坂元 章	杉原 厚吉	内藤 哲雄
	中塚 尚子	中村 俊一	中山 晴喜
監事	鈴木 正明	田中 克郎	

4 この法人の最初の理事長は、中山晴喜とし、最初の常務理事は中村俊一及び内藤哲雄とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

出澤 正徳	稲見 昌彦	内田 伸子	大熊 健司
小野 忠彦	椎葉 忠志	残間 里江子	馬場 章
長谷川 良平	三浦 宏文		